

一般社団法人日本パラサイクリング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2024年度に中長期基本計画の見直しを実施し、2025年3月に新たに「JPCF中長期戦略」を策定し、当連盟ホームページにて公表している。JPCF事務局と外部専門機関によるプロジェクトチームを編成の上、中長期基本計画の見直しを行った。計画策定中のワークショップや定期的なプレゼンテーションにおいては、役職員、事務局構成員、選手の強化・育成の現場にあつているHPDやヘッドコーチなどからも幅広く意見を募り、適切に合意形成を図りながら、実現可能な中長期戦略の策定を進めることができた。	1.JPCF中長期戦略 2.理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2024年3月に新たに策定した「JPCF中長期戦略」では、「戦略実現のための要素」において「組織体制・ガバナンス」についての検討を行っており、人材の採用および育成に関する計画を盛り込んでいる（99ページ参照）。また、中長期戦略策定後に実施すべき4つの事業の中に「組織体制・オペレーションモデルの見直し」を掲げている（106ページ参照）。現在、多くの課題が属人的な組織体制に起因しており、事務局員も少ないため、サステナブルな組織運営が難しく、組織運営の根本的な改善が急務である。業務の効率化および非属人化を目指し、根本的なオペレーションモデルの見直しを行う中で、適切な人員配置・人材確保に向けた動きを実現していく。	1.JPCF中長期戦略 2.理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2024年3月に新たに策定した「JPCF中長期戦略」では、2024年3月に新たに策定した「JPCF中長期戦略」では、「戦略実現のための要素」において「資金（パートナーシップ、その他収益源など）」についての検討を行っており、財務の健全性確保に関する計画を盛り込んでいる（100ページ参照）中長期戦略策定後に実施すべき4つの事業の中に「パートナーパッケージ・価値創出」を掲げている（108ページ参照）現在、助成金に依存した組織運営のため、新規事業や取り組みの自由度が低く、新しい活動が難しい状況である。助成金依存度を下げ、パートナー収入を増やすことで事業の幅を広げ、持続的な組織運営を目指すため、パートナーパッケージの見直しを行う。パッケージの見直しに際しては、既存パートナーのアップセルと新規パートナーの獲得の両方を検討する。	1.JPCF中長期戦略 2.理事会議事録 3.決算報告書（令和7年3月期）

上部+マークをクリックすると審査基準や補足などが閲覧できます。それを参照しながら自己説明を記入願います。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟の役員選考規程第3条には、第1項「本法人は、本法人の役員について、女性役員、外部役員を積極的に選任するなど、多様性の確保に努める。」第2項「本法人は、本法人の理事会を構成する理事は、その25%以上を外部理事(前条第2項各号の要件をすべて満たす理事または法務、会計、ビジネス等の専門的知見の発揮を期待して任用される理事をいう。以下同じ)、その40%以上を女性理事とするよう努める。」とし、ガバナンスコードの趣旨に合う規程を置いている。2023年7月理事の変更に伴い1名の女性理事が就任、外部理事の条件もクリアした。また、同時期に監事にも女性の監事が就任した。今後、業務上必要である役員が発生した場合は女性や外部の方を意識しながら当連盟に加わってもらうようにする。	4.役員選考規程 5.役員名簿(2025年度)
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟は一般社団法人であるため設置していない。	該当なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置しており、適宜開催が必要なタイミングで招集して委員会の開催を行っている。2025年度は2026年3月までに1回の開催を予定している。	6.アスリート委員会規程 7.アスリート委員会委員名簿 8.アスリート委員会議事録

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当連盟は、地方連盟を有しておらず小規模な運営となっている。したがって、現時点における理事3名・監事2名の体制は、本団体の組織運営として適切な規模であると自己評価している。2023年度には役職員の一新を図り、税理士業に従事してきた女性理事1名と、弁護士業に従事している女性監事1名を迎えた体制に移行した。これにより、女性の役職員の登用、また知識・経験・能力を備えた理事や監事の配置も実現できた。2023年度以降は毎月1度理事会を開催し、定例的な情報共有を行いながら、重要事項についての決議を行う体制が整っている。	5.役員名簿(2025年度)
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員選考規程第2条の(4)「就任時において、年齢が満70歳を下回っていること」の規定に沿って役員等の新陳代謝を図っている。	4.役員選考規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員選考規程「第4条 本法人の理事は、連続して10年間を超えて理事に在任することができない」の規定に沿って役員などの新陳代謝を図っている。	4.役員選考規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	審査項目	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者選考委員会を設置し、役員候補者等の決定を理事会等の他の機関から独立して行っている。役員候補者選考委員会においては、3名の構成員のうち現職の理事以外の方を2名配置している	41.役員候補者選考委員会規程 42.役員候補者選考委員会名簿

すると審査基準や補定などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	役員選考規程、コンプライアンス規程、会計規則、就業規則、懲罰規程を整備している。	4.役員選考規程 9.コンプライアンス規程 10.会計規則 11.就業規則 12.懲罰規程
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般 的な規程を整備しているか	定款、組織規程、事務局規程、役員事務局分掌規程、事務局分掌規程、文書取扱規程を整備してい る。	13.定款 14.組織規程 15.事務局規程 16.役員事務局分掌規程 17.事務局分掌規程 18.文書取扱規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	強化育成部会規程、強化スタッフ規程、JPCFクラス分け規則、アンチ・ドーピング規則、個人情報 保護規程を整備している。	19.強化育成部会規程 20.強化スタッフ規程 21..JPCFクラス分け規則 22.アンチ・ドーピング規則 23.個人情報保護規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	報酬規程3条、4条で規定している。	24.報酬規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	財産管理規程、寄付金管理規程を整備している。	25.財産管理規程 26.寄付金管理規程

すると審査基準や補定な
どが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	審査項目	
			自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	スポンサーシップ管理規程を整備している。	27.スポンサーシップ管理規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	強化育成選手指定基準、国際大会派遣選手選考基準を整備している。	28.強化育成選手指定基準 29.国際大会派遣選手選考基準
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	当連盟は、独自の審判員制度を保有していない。パラサイクリングの競技はUCIに準じており、国内においては日本自転車競技連盟に準じている。国外大会においてはUCIが、国内大会においては、自転車競技連盟が審判員を設置している。したがって、自転車競技連盟においてパラサイクリングの審判員も含んだ制度設計を行い、管轄している。	30.公認審判員規程
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	弁護士および税理士と顧問契約を締結し、日常的に相談できるようにしている。	31.法律顧問契約書 34.業務契約書（PCG税理士法 人）
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	コンプライアンス委員会を設置し運営している。今後は問題の有無に関係なく年1回以上の定期開催を実施する予定である。委員の中には女性委員も配置している。2025年度は2026年3月までに1回の開催を予定している。	9.コンプライアンス規程 32.コンプライアンス委員会名簿 (2025年度) 33.コンプライアンス委員会議事 録

すると審査基準や補定な
どが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	審査項目	
			自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	顧問弁護士を中心に、税理士業に従事してきた連盟理事、スタッフにてコンプライアンス委員会を構成している。	9.コンプライアンス規程 34.コンプライアンス委員会名簿 (2025年度)
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2022年から2025年はJPC主催のインテグリティ研修会を各自が受講することで対応している。JPCから届いたインテグリティ研修会についての案内文をもとに、役職員に通知を行っており、毎年100%の受講率を達成している。	43.インテグリティ研修会のご案内

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	審査項目	
			自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2022年から2025年はJPC主催のインテグリティ研修会を各自が受講することで対応している。JPCから届いたインテグリティ研修会についての案内文をもとに、強化・育成選手および強化事業に関わるスタッフに通知を行っており、毎年100%の受講率を達成している。	43.インテグリティ研修会のご案内
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	パラサイクリングはJCFで追加項目として受講、独自の審判資格はない。	該当なし
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律部分においては、顧問弁護士と契約しており、規定・規則の新規作成・見直しなど日常的なサポートを受けることができている。税務部分においても、顧問税理士と契約しており、記帳作業や決算作業の依頼と合わせて会計処理の適正・公正についてチェックを適宜受けている。労務においては、日本財団パラスポーツサポートセンターのシェアードサービス内の社労士相談サービスを活用している。	31.法律顧問契約書 34.業務契約書（PCG税理士法人）

すると審査基準や補定などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定期的な顧問税理士による会計処理の適正・公正のチェックを適時受けている。また監事はあすなろ法律事務所に務めている現役の弁護士を1名配置しており、監事としての適性を備えていると評価している。	5.役員名簿（2025年度） 10.会計規程 34.業務契約書（PCG税理士法人）
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	法令、ガイドライン等を遵守して会計処理を実行している。	35.令和7年度競技力向上事業補助金交付額決定通知書 9.コンプライアンス規程 10.会計規則
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当連盟ホームページの収支決算のページにて決算報告書を公示している。 https://jpcfweb.com/about-us/statement/	3.決算報告書（令和7年3月期）

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当連盟のホームページの諸規程のページにて強化指定選手指定基準、国際大会派遣選手選考基準を公示している。 https://jpcfweb.com/about-us/	28.強化指定選手基準 29.国際大会派遣選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当連盟のホームページのIRのページにてガバナンスコードの遵守状況に関する情報を公示している。 https://jpcfweb.com/about-us/	36.遵守状況自己説明書式(様式5)
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反ポリシーおよびこれに基づいた利益相反規程を策定し、これに基づいた対応を行っている。契約締結時には利益相反の有無を確認し、理事会で慎重な議論の末、決定している。	37.利益相反規程

すると審査基準や補定などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを規程している。	38.利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報窓口規程を整備し、連盟ホームページに通報窓口を設置し周知している。 https://jpcfweb.com/contact/violence/	39.通報窓口規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報があった場合は、コンプライアンス委員会を組織し、内容の確認及び事実の調査を行った後、処分についての手続きを進める。コンプライアンス委員会については、当連盟の顧問弁護士や税理士経験を有する理事などで構成している。対処すべき事案が発生した場合には、独立性の観点から、該当事案に対応する弁護士は別途招聘することとしている。	9.コンプライアンス規程 34.コンプライアンス委員会名簿 (2025年度)

すると審査基準や補定などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰規程にて違反行為、懲罰の種類、調査及び審議の手続きスポーツ仲裁機構の自動応諾について定めている。規程類については、当連盟のウェブサイト上、諸規定のページに掲載し周知している。 https://jpcfweb.com/about-us/	12.懲罰規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行うのは、理事会である（懲罰規程4条）。しかし、理事会のみでは中立性・専門性に乏しい場合も想定されるため、別途、コンプライアンス委員会を組織し（コンプライアンス委員会規程6条、コンプライアンス委員会名簿）、処分審査が発生する事案の場合は、連盟の顧問弁護士を含むコンプライアンス委員会に諮問するような体制を整えている。また、処分審査が発生する事案の場合は、日本自転車競技連盟に相談できる体制も構築している。	9.コンプライアンス規程 12.懲罰規程 32.コンプライアンス委員名簿 (2025年度)

すると審査基準や補定などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰規程及び強化育成選手選考基準にて仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。	12.懲罰規程 28.強化育成選手指定基準
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	懲罰規程の第4条（調査及び審議の手続き）に、スポーツ仲裁の利用可能通知について定めている。	12.懲罰規程

すると審査基準や補定などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理体制について、不祥事対応の一連の流れ、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んだ危機管理マニュアルを策定している。	40.危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に不祥事は発生していない。	該当なし

すると審査基準や補定などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に不祥事は発生していない。	該当なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織は設置していない。	該当なし
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織は設置していない。	該当なし

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ